

(2018年版改訂部の解説)

2018年版に於ける改訂は、以下の内容について見直し・追記・修正をおこなった。

まえがき

特殊契約等でJSQS以外のルールを要求される場合を想定し、あくまでJSQSが船体構造一般におけるルールを想定していることを明記した。

また、素材、現図、鋳孔等、以前の大区分の表記と思われる文章を削除した。

さらに、JSQS 艤装編のルールを船殻部材に要求された事例があったので、船体構造に艤装編のルールを適用してはならない旨を記載した。

Ⅲ.ガス切断

切断技術の進歩によりプラズマ切断、レーザー切断等が普及したことを踏まえ大区分Ⅲの名称を熱切断とし、中区分のガスノッチをノッチと改訂した。

Ⅲ-A-1 及びⅢ-A-2 ステージ毎での区分けから切断方法による区分けに改訂を行い内業・外業の区分けを自動切断・手切りとした。

Ⅲ-A.粗度 粗度の単位について μ から μmRz と改訂した。 μmRz とは表面あらさの最大高さ。また、「非重要部材」の表記を「その他」に変更した。

Ⅲ-B-2 許容限界 突合せ継手・その他及び隅肉継手について3mmから3mm未満と修正した。

Ⅲ-B 備考欄に「ノッチとは粗度の3倍以上のくぼみをいう」と追記した。

V. 組立ブロック

V-A-5 スターンフレームを含む立体ブロックの備考欄の図について、「底部ピントルを有しないスターンフレーム」の図を追記した。

VIII.仕上げ

VIII-A-2. 「一般構造」の表記を「その他」に変更した。VIII-C-3.取付時の隙間 4. 「ファイバーアスベストバックング片面サブマージアーク溶接」の名称を「固形フラックスバックング片面サブマージアーク溶接」へ変更した。また、7.簡易エレクトロガス溶接の標準範囲、許容限界を溶接施工委員会より提示された資料を基に再設定した。

VIII-F.穴埋め処置 項目の「外板、上甲板の重要強度部材」の表現が不明瞭であるので、「外板、上甲板」とし、処置についての記載を行った。

IX.歪量

IX-B.通り歪 上部構造について内壁などの項目がなかったため見直した。その際、一部造船所にて内壁の通り歪を計測した結果、従来の甲板の基準と近い値となったため、甲板と内壁を“その他”として統一し、標準範囲、許容限界は甲板の値をそのまま採用した。外観上指摘が多い外壁は項目として残し、標準範囲、許容限界についても現状のままとして、“その他”との差別化を図った。

IX-C.その他 付録-1に記載してあった“軽車両甲板横桁の変形”を本採用した。併せて、文中の誤記や体裁についても一部修正をおこなった。

以上